

30分

<働き方改革> オンライン mini セミナー

新年度に向けて 有給休暇の取得と管理

オンラインで気軽に参加できて、
短時間で基礎が学べます！



2019年4月から、有給休暇が10日以上付与された従業員は年間5日以上取得が義務化されました。その取得がされない場合は、従業員ではなく使用者である企業に対して罰則が適用される事になっています。本来従業員の意思による取得が望ましい休暇ですが、会社側から取得日の指定も可能です。また従業員毎の取得実績も記録をする事となっており、新年度の前に改めて企業として実施すべき内容についてご確認ください。

担当講師: 石川働き方改革推進支援センター 相談員 佐々木 隆充 氏

<開催日時>

2025年2月28日(金) 15:00 ~ 15:30

- ◆Zoom 接続URLのQRコード →
- ◆ミーティング ID: 995 7478 5467
- ◆パスコード: 0228



接続時の名前をイニシャル文字等への変更や、カメラのON/OFFについても任意といたします。QRコードが使用できない方はミーティングIDでご参加下さい。

○定員: オンライン 100名

県内事業所ならどなたでも参加いただけます。

○参加費: 無料 (事前申込み不要)

※受講後のアンケートにもご協力ください。

 石川労働局委託事業

受託運営: 株式会社タスクール Plus

主催 石川働き方改革推進支援センター
お問い合わせ フリーダイヤル 0120-319-339
金沢市西念4-24-30 金沢 M.Gビル3F